

1 趣旨

この要領は、高知市が発注する物品購入、業務委託及び賃貸借（以下「物品購入等」という。）における制限付き一般競争入札の実施手続きに関し、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「制限付き一般競争入札」とは、次項に規定する物品購入等における一般競争入札において、あらかじめ入札参加資格要件の審査（以下「審査」という。）を行い、当該入札参加資格を有すると認められた者で入札を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

3 適用範囲

物件等制限付き一般競争入札は、市長が適当と認めた物品購入等に適用する。

4 入札参加資格要件

物件等制限付き一般競争入札に参加する者に必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 高知市物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 公告日から開札日の間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する関係がない者
 - ア 一方の法人等の代表者（個人事業主を含む。）が、他方の法人等の代表者を現に兼ねている場合
 - イ 組合等（共同企業体を含む。）と当該組合等の構成員
- (7) 市長は、必要があると認めるときは、前各号に定めるもののほか、次に掲げる事項に係る入札参加資格要件を定めることができる。
 - ア 高知市物件等競争入札参加資格者名簿において、入札対象物品購入等に対応する営業種目及び区分
 - イ 高知市物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている本社若しくは本店又は委任を受けた支社、支店若しくは営業所等の所在地
 - ウ 入札対象物品購入等と同種又は類似する物品購入等における履行実績
 - エ その他市長が必要と認める事項

5 仕様書の閲覧

仕様書の閲覧は、次のとおり行うものとする。

(1) 仕様書の閲覧

- ア 場所 入札担当課
- イ 期間 公告日から入札書提出期限まで

(2) 電子データでの閲覧

- ア 場所 高知市ホームページ
- イ 期間 公告日から開札日まで

6 入札参加資格要件の審査

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書等を提出することにより、審査を受けなければならない。なお、提出書類、提出期限、提出場所及び提出方法は公告に定めることとする。
- (2) 審査の結果は申請者に書面で通知する。
- (3) 審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者が、入札参加資格要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは当該入札に参加することはできない。

7 入札方法

入札方法は公告に定めることとし、入札書を入札箱に投函する方法又は高知市郵便入札実施要領（平成 15 年 4 月 1 日制定）に定める郵便入札の方法のいずれかにより行う。

8 入札条件等

- (1) 高知市契約規則第 8 条の規定により、入札保証金は、免除する。
- (2) 入札の回数は、初度の入札を含め 3 回までとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (4) 高知市契約規則第 20 条の規定に該当する入札は無効とする。
- (5) 入札参加資格のない者が行った入札は無効とする。
- (6) 郵便入札において内封筒に案件名又は入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなす。

9 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより決定する。郵便入札においては当該入札の立会人にくじを引かせるものとする。なお、くじの辞退は認められない。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。